# 同性カップルの事実婚としての法的保護

―二つの事例を素材として――

宮 周

平

は じめに

同性カップルの共同生活保障の類型

 $\blacksquare$ Π 内縁保護法理の原点とその展開 一方的解消に対する損害賠償請求訴訟

IV 法の欠缺補充解釈の可能性 犯給法の遺族給付金受給権訴訟

お

わりに

は じ

めに

同性カップルの共同生活に関する訴訟が続いている。宇都宮地真岡支判二〇一九(令一)年九月一八日は、 同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮) 四四九

同性

実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないとして不支給とした愛知県公安委員会の裁定の取消を認めな する法律」(以下、犯給法) カップルの共同生活の一方的な解消に対する損害賠償請求に関して、当該関係を内縁に準ずる関係として請求を認め 名古屋地判二〇二〇(令二)年六月四日は、「犯罪被害者給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関 の遺族給付金について、殺人罪の被害者が同性カップルの当事者であったことから、 事

かった。

そのものとは認めない点で共通する。 である」とする。 の関係に限られると解するのが相当であり、 いることからすると、 ていたということはできない」ことを理由とする。 後者は、「本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成され 判決の結論は異なるが、婚姻を男女間に限る現行法を根拠に、 婚姻関係に準じる内縁関係 同性婚を内縁関係(事実婚)そのものと見ることはできないというべき (事実婚) 損害賠償を認めた前者も、「現行法上、婚姻が男女間に限られ 自体は、少なくとも現時点においては、 同性カップルを内縁関係 飽くまで男女間

に保護すべきではないだろうか る。 の届出をしない当事者の家族としての共同生活を保障してきた。控訴審の判断こそ内縁保護法理にかなったものであ 同性カップルを婚姻に準ずる関係と認め、不当破棄の損害賠償請求を認めた。もともと日本の内縁保護法理は、 しかし、 同性婚やパートナーシップ制度が導入されていないからこそ、 前者の控訴審・東京高判二〇二〇(令二)年三月四日は、 内縁保護法理を用いて、 判決理由の中で、 第一審のような留保を付けず、 当事者の共同生活を法的

本稿では、 同性カップルの共同生活保障の類型を整理し(Ⅰ)、 日本の内縁保護法理の展開をたどり(Ⅱ)、 上記 (D)

2つの事例を紹介し、その意義や問題点を指摘し(Ⅲ、Ⅳ)、内縁保護法理を用いることの可能性を検討する(Ⅴ)。

## 同性カップルの共同生活保障の類型

#### 各国の取組

Ι

1

同性カップルの生活保障として、三つの類型が考えられる。①判例や特別法により事実婚として法的保護を行う、

- る、 ②婚姻とは別の登録パートナーシップ(共同生活のための契約の登録を含む)を認め、婚姻に近似した法的権利を保障す ③同性婚を認めるである。
- (米国)、コモンロー婚(事実婚を法律上の婚姻とみなす仕組み)を同性カップルには認めない国(英国)、判例や社会立法(1) ①として、判決によって個別具体的にケースバイケースで居住、遺族給付、財産契約、共有物分割等を認める国
- 性カップルには否定する国(フランス)があった。このように、①によって同性カップルの共同生活に対して安定し (主として社会的給付に関する立法)によって異性カップルは concubinage(union libre)として法的保護を認めるが、同
- シュタイン、アンドラ、チェコ、ハンガリー、イタリア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ、イスラエ ②を導入したのは、英国、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、オーストリア、スイス、 リヒテン

た保護を図ることが困難であることから、②や③に展開した。

- ル、メキシコ (一部の州)、エクアドル、コロンビア、チリ、ベネズエラ、ニュージーランドなどである。後述③の承 新規のパートナーシップ登録を認めないが、既にパートナーシップ関係にあるカップルが同制度にとどまるこ
- 同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮) 四五

とを認めている例がある(デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、ドイツ等)。

高裁の判例による。(6) める立法がなされた(司法院釈字七四八号解釈施行法〔二〇一九年五月二二日公布、五月二四日施行〕)。 ブラジル や米国 は最める立法がなされた(同法院釈字七四八号解釈施行法〔二〇一九年五月二二日公布、五月二四日施行〕)。 である。例えば、フランスは、民法の婚姻の章で「異性または同性の二人は婚姻をすることができる」と規定した イルランド二〇二〇)、ルクセンブルク、米国、アイルランド(二〇一五)、コロンビア(二〇一六)、フィンランド、マ フランス、ウルグアイ、ニュージーランド(二〇一三)、英国(イングランド、ウェールズ、スコットランド二〇一四、北ア ガル、アイスランド、アルゼンチン(二○一○)、メキシコ(一部の州、二○一一)、デンマーク(二○一二)、ブラジル.  $( \square \bigcirc \bigcirc \supseteq )$ 、スペイン、カナダ $( \square \bigcirc \bigcirc \supseteq \bigcirc$ 、南アフリカ $( \square \bigcirc \bigcirc \supseteq \bigcirc )$ 、ノルウェー、スウェーデン $( \square \bigcirc \bigcirc \supseteq \bigcirc \bigcirc )$ 、ポルト (一四三条)。台湾では、民法とは別の形式で同性カップルの永続的な共同生活をおくる権利を認め、「結婚登記」 を認 ルタ、ドイツ、オーストラリア (二○一七)、オーストリア、台湾、エクアドル (二○一九)、コスタリカ (二○二○) ③を承認したのは、 NPO法人「EMA日本」の調査によれば、オランダ(二〇〇一)を嚆矢として、ベルギー

るパックス カップルも、同じように三つの選択肢をもつようにした。①「私的な」関係としての事実婚、 かつて同性カップルに①を否定していたフランスは、同性婚の導入後、すべてのカップルは、異性カップルも同性 (法律婚)である。ベルギーも同様の三つの選択肢を保障する。当事者の性的指向およびライフスタイルの(活) (パートナーシップ登録)、③共和国の市庁舎の 「婚姻の間」で厳かに執り行われる民事婚による共同生活 ②同棲を公的に宣言す

ニーズに応えるものとしての選択肢である。

市 組であり、 六一)に上る。一五の指定都市、二つの府県(茨城、大阪)を含む。利用組数は(二〇二〇年九月三〇日時点)、一、三〇一 年にかけて導入する自治体が急増し、二〇二〇年一〇月一日時点で、六〇(一一月一日に千葉県松戸市が施行したので 東京都渋谷区を嚆矢とする同制度は、NPO法人「虹色ダイバーシティ」の調査によれば、二〇一九年から二〇二〇 ナーシップ関係にあるものと公的に証明する制度(パートナーシップ証明制度)を導入し始めている。二〇一五年三月、 これに対して、 中 ·野区、渋谷区、 施行時期と人口に左右されるが、利用者が多いのは、大阪市、 日本では②も③も導入されていない。 大阪府、茨城県、 那覇市の順である。 しかし、②に関しては、地方自治体が同性カップルをパ 世田谷区、 横浜市、 札幌市、 福岡市、 千葉 ر ا ا

受取人に指定できるようにしたり、 る傷病手当金 えば、公営住宅の入居資格、 性パートナーも携帯電話の 立病院における患者の面会・看病や手術の同意を認めたり、生命保険各社が同性パートナーを生命保険契約の保険 運営する病院等の施設、 自治体が同性カップルをパートナーシップと公認するものであり、 ートナーシップ証明制度は、民法や社会保障法など婚姻と同様の法的な権利義務を認めるものではない。 (世田谷区)、 企業・事業所が当事者をカップルとして対応することを容易にする効果がある。 職員のパートナーシップ休暇、 「家族割り」の対象にするなどである。また、 里親の認定、災害見舞金の受給 (横須賀市)、 損害保険各社も同性パートナーを「配偶者」として扱い、大手携帯電話会社は同 結婚祝い金などを認めている。 同性カップルの社会的承認と、 被保険者が死亡した場合に遺族に支給され 自治体の裁量、 なお、二〇一八年七月、 権限内の事項に関して、 当該自治体の 例えば、公 しか 指 例

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

定都市市長会は、 国に対して、性的少数者に係る窓口の一元化およびパートナーシップ制度を含めた取組の強化を要

二〇一九年七月、 法・戸籍法は、個人の尊重、法の下の平等、 を申し立てた。二〇一八年六月、立憲民主党、共産党、社民党は婚姻の性中立化の法案を議員立法として共同提案し 侵害と言うべきである」として、同性婚の導入を勧告する意見書を公表した。 が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下の平等に違反するものであり、一三条、一四条に照らし重大な人権 的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。これは、 た。二〇一九年二月一四日、 ③同性婚に関しては、二○一五年七月、同性婚人権救済弁護団が当事者四五五名の代理人として日弁連に人権救済 同年九月、 日弁連は 翌年三月に福岡地裁でも提訴され、弁護団は「すべての人に結婚の自由を」訴訟と称している。 「我が国においては法制上、 同性カップルー三組二六人が東京、 婚姻の自由に反し違憲であるとして、国家賠償請求訴訟を提起した。そ 同性間の婚姻 札幌、名古屋、 (同性婚) が認められていない。そのため、 大阪地裁に、 同性婚を認めない民 性的指向

民法改正を提言の一つとして明記した。 性的マイノリティの権利保障をめざして-案し、二○一七年九月、日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」は、「提言(□) 学術の場からは、二〇一六年一一月、日本家族〈社会と法〉学会は学術大会で、同性婚を導入する家族法改正を提 婚姻・教育・労働を中心に――」において、 婚姻の性中立化を実現する

には、 確かに、1で概観したような、同性カップルの共同生活を制度的に保障する段階には至っていない。しかし、 判例や社会立法によって一九一○年代以降構築された内縁保護法理がある。これを用いれば、 同性カップルの 日本

ものとして、①の方法を検討する必要があるのではないだろうか。 共同生活を内縁=事実婚として保護する可能性がある。前述のような日本社会の変化に対応し、共同生活を保障する

### Π 内縁保護法理の原点とその展開

### 内縁保護の必要性

1

えていた。 を重視し、 明治民法の立法者は、婚姻と非婚姻の区別をつけるために、届出によって婚姻が成立するという届出婚主義の徹底 法律上の手続を経ないで事実上夫婦生活を営んでいる男女関係については、私通であって無効であると捉

他家に入ることができない 家族の一員として承認する行為だったから、結婚式を挙げ同居していても、嫁としてふさわしいと判断されるまで、 あり(明治民法七五○条。男三○歳、女二五歳まではその家に在る父母の同意も必要〔同七七二条〕)、法定推定家督相続人は あるいは後継ぎの子を出産するまで婚姻届を提出してもらえない場合があった。また、婚姻には戸主の同意が必要で しかし、婚姻の届出をしないで事実上夫婦として暮らす例が数多く生じた。家制度の下では、婚姻の届出は、 (同七四四条)などの、家制度を理由とする婚姻障害事由があったため、 戸主や親の同意

いため書式を整えて平日に役所に赴く時間的ゆとりもなかった。一九二五年の政府の調査では、 さらに、経済的にゆとりのない階層では、婚姻の届出の必要性自体が認識されておらず、また、記入式の届書もな 工場労働者の男性

を得られないとか、戸主同士や長男・長女の後継ぎ同士であるなどの理由で婚姻届を提出できないことがあった。

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

四五五

二〇・二%、女性三〇・三%、鉱山労働者の男性二九・六%、女性四〇・二%が内縁の夫婦であり、当時の国民一般の内(⑶

縁率推計(男性一七%、女性一六%)より高い数値だった。

を追い出されたり、工場や鉱山で事故により事実上の夫を亡くした女性の保護の必要性が認識された。 以上のように内縁の実数が多く、その理由も当事者の責任に帰せられないものであり、 何よりも、 一方的に婚家先

### 2 判例による保護

け、 戦後の下級審判例で、すでに内縁の事実上の夫婦共同生活としての側面を尊重した柔軟な扱いをしていたが、最高裁 同判決を「婚姻予約有効法理」に仮託して内縁関係を保護したものと捉え、以降、内縁を婚姻に準ずる関係と位置づ が内縁を準婚関係と捉え、婚姻法規定の準用による解決を定着させたのは、内縁の妻の病気療養費を婚姻費用として 務不履行として損害賠償責任があることを明示した(大連判大正四〔一九一五〕年一月二六日民録二一輯四九頁)。学説は、 一九一五年、大審院連合部は、媒酌人を立てて挙式した後、数日の同居で離別された女性からの損害賠償請求につ 婚姻共同生活に関わる婚姻法の規定の準用(類推適用)による法的解決を志向した。大審院時代および第二次大 当該関係を「婚姻予約」と捉え、婚姻予約を有効とし、正当な理由なく予約を履行しなかった者に対して、債

民法の定めた婚姻以外の男女関係を正面から認めることは、建前上、許されないが、正当な婚姻に至る過程であり、 正当な婚姻の予約違反という形であれば、この建前に反しないと考えられたからである。 なぜ、大審院連合部は、 内縁を正面から認める解釈ではなく、婚姻予約有効法理を採用したのだろうか。それは、

(最判昭和三三〔一九五八〕年四月一一日民集一二巻五号七八九頁)以降である

内縁の夫に分担させた判決

あって、ここに見出される法形成は、当時の法状況を離れて評価すべきものではないと考えられる」と述べている。(エン なうという方法により、 ければならないが、一九一五年判決は、民法典で意識的に規定が設けられなかった婚姻予約について欠缺補充をおこ るをえない。反制定法的解釈を裁判所がとるについては、欠缺補充なら課する必要のないような厳しい要件を考えな れば『私通』とみる観点から~法的に保護しない立場をとっているという状況のもと、制定法に反する解釈とならざ 広中俊雄教授は、「一九一○年代当時は、『準婚』的な内縁保護は、民法典が届出のない夫婦結合を~起草委員によ 内縁の不当破棄に基づく損害賠償についての規律に役立ちうるルールの導入を図ったので

に、 は、 広中教授の分析によれば、「法の欠缺」について補充解釈をすることは、裁判所の権限内として許されることであ やはり一つの法創造に他ならない。 婚約に関する規定を設けないというのが立法者の趣旨であり、これを「法の欠缺」として判例が補充すること 立法を直接侵害する行為にはならないと認識されたのである。もっとも、法典調査会の議論から明らかなよう

於てをや、大審院の新たなる判例は、法律解釈の一進歩なると共に、世道人心に向つて、道徳的警戒を与ふるに足る 社会に一種の暗影を投ずること、心あるもの、慨嘆するところなりとす、況んや其違背が利益の為めなる場合多きに うに述べている。「婚姻を重視せざる日本国民は、往々にして其予約を破壊し、為めに種々悲惨の結果を産出して、 い社会的な批判があったからである。例えば、当時の「法律新聞」巻頭言は、一九一五年判決を高く評価して次のよ 家制度から生じる試婚的な内縁関係で一方が他方を恣意的な理由で離別することに対する、

判例による内縁の法的保護は、 保護の必要性の認識に基づき、法の欠缺を補充するという柔軟な解釈方法によって

四五七

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

展開した。

3 社会立法による保護

妹と同列で、工場主の選択に任されるという補充的な権利者としてであった。しかし、一九四〇年代には、「配偶者 しかも、 生計ヲ維持シタル者」(大正一五〔一九二六〕年六月五日勅令一五三号、一二条)として受給資格が認められたにすぎず、 (届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)」という表現で受給権などが認められるようになった。 工場法施行令などの社会立法は、 受給資格者としての順位は、直系卑属・尊属の次であり、かつ、家督相続人・戸主・同一の家に在る兄弟姉 遺族給付の受給権を内縁の妻に認めた。当初は、「職工死亡当時其ノ収入ニ依リ

に限定することができない。社会立法であるがゆえに、民法とは異なる配偶者概念を導入することができた。 給法の遺族給付金など)。これらの分野では届出婚主義は事実婚主義にとって代わられたといってよいほどである。 ないが、 環として進展した。数多くの社会立法において、 ることになったことから、 会立法はその趣旨に則り、 (厚生年金保険の遺族年金、 第二次大戦後、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者(あった者)」として法律上の配偶者と同じ扱いを受けるようになる 日本国憲法の下で、労働者の基本権や国民の生存権が憲法上の保障を受け、 健康保険の各種給付、労働者災害補償保険の遺族補償手当等の受給権、育児介護休業の取得、本件の犯 戦前の恩恵的な保護立法は、基本的権利の立場から改正され、内縁配偶者の救済もこの一 現実の家族共同生活を保障するものだから、 配偶者の定義規定が設けられ、 配偶者概念を婚姻の届出をした法律上 内縁配偶者は 種々な形で制度化され 「婚姻の届出をしてい 一の婚姻 社

重婚的内縁や近親婚的内縁の場合にも法的保護が認められることがある。

重婚的内縁について、

判例は、

解であり、 受給の対象となることを示し、実体喪失の認定基準として、法律婚当事者に離婚意思があり、 法律婚が実体を失い事実上の離婚状態にあると認められるときは、内縁配偶者の方を保護する。内閣法制局は、(ユ) 廃止されている場合をあげていた(大蔵省主計局長照会昭和三八[一九六三]年九月二八日決裁)。 公務員共済組合法の配偶者の意義について、重婚的内縁でも法律婚が「実体を失ったものになっている」ときには、 一○年程度以上の別居が継続している場合には、法律婚の実体喪失を認めるという基準を示し 社会保険庁も同様の見 かつ、夫婦共同生活が (昭和五

[一九八○]年五月一六日庁保発一五号、庁保険発一三号)、現在に至っている。

対し、 の判決要旨)として、 べき特段の事情が認められ、 を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的を優先させる 的な側面を有していたものとはいい難く、親戚間では抵抗感なく承認され、 あった叔父と姪との内縁関係が、叔父と先妻との子の養育を主たる動機として形成され、 近親婚的内縁については、 叔父の死亡まで約四二年間にわたり円満かつ安定的に継続したなど判示の事情の下では、 その取扱 社会保険庁は、 V K 遺族年金の受給権を認めた(最判平成一九〔二〇〇七〕年三月八日民集六一巻二号五一八頁)。これを ついて協議を行うものとする旨の通達を出した(平二三〔二〇一一〕年三月二三日年発 上記最判の判決要旨に該当する事案について、日本年金機構本部および厚生労働省年金局に 上記姪は同法に基づき遺族年金の支給を受けることのできる配偶者に当たる」(民集掲載 判例は、叔父と姪という傍系血族三親等の関係について、「厚生年金保険の被保険者で 地域社会等においても公然と受け容れら 当初から反倫理的、 近親者間における婚姻

重婚禁止は法律婚が重複する場合のことであり、 同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮) 破綻した法律婚と事実上の夫婦共同生活の併存は、 四五九 重婚に当たら ない。また、重婚的内縁の場合、事実上の夫婦共同生活は内縁側に存在しており、事実の面では一夫一婦制に反しな したがって、公序良俗違反とは考えられず、遺族年金等社会的給付に関する法的保護のみならず、民法上の法的 (扶養利益の喪失による損害賠償、財産分与の類推適用など)も認められるようになった。

要請よりも優先するという解釈であり、 うな特段の事情がある場合にのみ、内縁の妻に遺族年金の受給権を肯定する。厚生年金保険法の目的は民法の公益的 遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的から、叔父と姪の関係に限定して、 り立たない。これを法的に保護しようとすると、広中教授の言う反制定法的解釈にならざるをえない。したがって、 る当事者が事実上の夫婦共同生活を営むのだから、重婚的内縁のように事実上の一夫一婦制という正当化の理由は成 近親婚的内縁の場合も、 婚姻の届出をしていないのだから、近親婚には当たらない。しかし、近親婚関係に該当す 現在のところ、 法的保護は遺族年金等社会的給付に限定される。 前述のよ

れていなかっただけであり、禁止されているわけではない。したがって、重婚的内縁や近親婚的内縁に比べて、内縁れていなかっただけであり、禁止されているわけではない。したがって、重婚的内縁や近親婚的内縁に比べて、 して保護するからといって、 由に変更はない。また、 どちらの場合も内縁配偶者を保護したからといって、重婚や近親婚を認めたことにはならず、民法上の婚姻障害事 法律婚主義という民法体系は維持されている。 同性婚を認めたことにはならない。同性カップルの共同生活は、 同様に、 同性カップルの共同生活を事実婚と 民法制定当時、

(事実婚) として認めるハードルは低いと見ることもできる。

1

式を挙げ、帰国後、二〇一五年五月一〇日、日本においても結婚式を挙げ、披露宴も催し、XおよびYの親族の一部 た。二人は、二〇一四年三月頃から、結婚について具体的に話し合い、双方の親にカミングアウトし、お互いをパー トナーとして紹介した。二人は、同年一二月二九日、米国ニューヨーク州で婚姻登録証明書を取得し、同州内で結婚 原告又女と被告Y女は、二〇一〇年二月から同居を開始し、Yが勤務している時は、生活費は双方が負担してい

と同居していたアパートを出て友人宅に宿泊し、二七日、荷物を搬出して、別居を開始した。八月頃、YはYに連絡 四日、三人で話合いを行った。YはXとYの決定に委ねるということで話合いを終わりにした。一月一二日、YはX に対してYを好きになったこと、両方とつきあっていきたいことを述べたことから、Xは事情を把握するため、一月 紹介した。二〇一六年九月、Yは顕微授精をして妊娠したが、一〇月二二日、流産した。一一月、二人は、将来の子 による精子提供を受けるため、一二月二八日から二〇一七年一月二日までYのアパートに宿泊した。Y』は帰宅後、X 育ての場所としてマンションをX名義で購入することとし、一二月一○日は契約を締結した。YはYカからシリンジ法 娠・出産することを計画した。二○一五年七月、YはSNSを通じて精子提供者としての被告Yに出会い、XにYを Yは子を持つことを希望していたことから、Xと話し合い、Yが第三者からの精子提供による人工授精を受け、妊

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

例法に関する法律により、戸籍上の性別を女性とする審判を受けた(YはZを認知していないものと推測される)。 をし、Yは性別適合手術を受け、九月一九日、離婚の届出をし、一一月二七日、性同一性障害者の性別の取扱い その後、YとYは不妊治療を開始し、二〇一八年八月九日、長女Zを出産した。八月一五日、YとYは婚姻の届出 ・の特

二〇二〇(令二)年三月四日〔裁判所ウェブサイト〕は、いずれも棄却した。 をした。原審・宇都宮地真岡支判二〇一九(令一)年九月一八日〔裁判所ウェブサイト〕は、Yに対して、 一○○万円、弁護士費用一○万円の支払を命じた。YとYが控訴し、Xも附帯控訴をした。控訴審・東京高判 Xは、YとYの不貞行為によって内縁関係解消に至ったことを理由に、YとYに対して慰謝料三○○万円等の請求

#### 2 原審の判旨

認めないとしても、 ことを導く。「近時、 うことができる(婚姻届を提出することができるのに自らの意思により提出していない事実婚の場合と比べて、法律上婚姻届を 会的情勢を踏まえると、同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高いとい 本国内においても、このような制度を採用する地方自治体が現れてきていることは、公知の事実でもある。かかる社 いる。世界的に見ても、 原審は、 ①近時の社会的情勢と憲法二四条一項の解釈論から、その実態に応じて一定の法的保護を与える必要性が高い 同性カップルが内縁関係(事実婚)としての保護を受け得るか否かにつき、次のような論理を展開する。 同性のカップル間の関係を公的に認証する制度を採用する国もかなりの数に上っていること、日 価値観や生活形態が多様化し、婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じがたい状況となって 同性カップル間の婚姻を法律上認める制度を採用する国が存在するし、法律上の婚姻までは

提出したくても法律上それができない同性婚の場合に、およそ一切の法的保護を否定することについて合理的な理由は見いだし難 することが憲法に反するものとも認められない」。 性婚が想定されていなかったからにすぎず、およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されないから、 い。)。また、憲法二四条一項が 『婚姻は、両性の合意にのみに基づいて成立し』としているのも、憲法制定当時は同 前記のとおり解

関係に限られると解するのが相当であり、同性婚を内縁関係(事実婚)そのものと見ることはできないというべきである。)」。 保護に値する利益が認められ、不法行為上の保護を受け得ると解するのが相当である(なお、現行法上、婚姻が男女間 に限られていることからすると、婚姻関係に準じる内縁関係 の実態を見て内縁関係と同視できる生活関係にあると認められるものについては、それぞれに内縁関係に準じた法的 次に、②同性カップルに内縁関係に準じた法的保護が認められ得ることを示す。「同性のカップルであっても、そ (事実婚)自体は、少なくとも現時点においては、飽くまで男女間

外の面では、男女間の婚姻と何ら変わらない実態を有しているということができ、内縁関係と同視できる生活関係に できず、生殖上の理由から二人双方と血のつながった子をもうけることはできないという限界はあるものの、 に照らすと、原告及び被告Yは、日本では法律上の婚姻が認められていないために正式な婚姻届の提出をすることは そして、③当該事実からXとYの関係を内縁関係と同視できる生活関係にあったと評価する。「これらの事実関係 それ以

したがって、内縁関係の不当破棄としてYに対する慰謝料請求を認容する

あったと認めることができる」。

日本の法律上認められている男女間の婚姻やこれに準ずる内縁関係とは異なり、現在の法律上では認められていない 最後に、④損害額の認定では、内縁関係そのものではないことを考慮する。「もっとも、原告と被告Yとの関係は、

四六三

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

件の 利益 同性婚の関係であることからすると、少なくとも現時点では、その関係に基づき原告に認められる法的保護に値する 0) 切の事情を踏まえると、原告の精神的苦痛を慰謝するに足りる額としては、一〇〇万円を認めるのが相当であ 程度は、 法律婚や内縁関係において認められるのとはおのずから差異があるといわざるを得ず、そのほ か、本

#### 3 控訴審の判旨

る。

きである」と述べ、原審②の括弧書のような捉え方をしない。 とも民法上の不法行為に関して、互いに、 としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったということができる。したがって、Y及びXは、 められる関係を形成しようとしていたものであり、平成二八(筆者注二〇一六)年一二月当時、 はなく、 これに対して、控訴審は、原審②③の法的保護に値する利益に関して、「他人同士が生活を共にする単なる同居で 同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認 婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべ 男女が相協力して夫婦 少なく

二〇一九)年五月時点において、 日本国内においても、このようなパートナーシップ制度を採用する地方自治体が現れてきているといった近時の社会 加えて登録パートナーシップ等の関係を公的に認証する制度を採用する国・地域は世界中の約二〇%に上っており、 係にある夫婦と同様の貞操義務等を負うこと自体は許容されるものと解される上、 また、原審①の必要性の認識に関して、「そもそも同性同士のカップルにおいても、両者間の合意により、 同性同士のカップルにつき、 同性婚を認める国・地域が二五を超えており、 世界的にみれば、 令和元 婚姻関 (筆者注

合意により貞操義務を負うことを認め、 情勢等を併せ考慮すれば、Y及びXの本件関係が同性同士そのものであることのみをもって、Xが前記⊖のような 〔民法上の不法行為に関して〔筆者注〕〕法律上保護される利益を有することを否定することはできない」と述べ、 社会情勢等について、より正確に詳しく指摘する。

その関係に基づき原告に認められる法的保護に値する利益の程度は、法律婚や内縁関係において認められるのとはお る関係であることなどの本件に現れた一切の事情を総合すれば、Xの精神的苦痛に対する慰謝料は一○○万円が相当 である」としており、 原審④の損害額の認定に関して、「YとXの本件関係は法律上認められた婚姻関係ではなく、 ここでも原審④のように、現在の法律上では認められていない同性婚の関係であることから、 婚姻に準ず

## 4 同性カップルの共同生活に対する法的評価

のずから差異があるといった留保をつけていない。

を有する」と判断する。 の共同生活関係は、 夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあった」ことを認める。これを前提にして、 控訴審は上級審なのだから、 少なくとも民法上の不法行為に関しては、「婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益 本件事案において控訴審の判断が優先する。 控訴審は、 同性同士でも、 同性カップル 「相協力して

は、 少なくとも現時点においては、 審の説く「現行法上、 そのものと見ることはできないというべきである」という捉え方、 婚姻が男女間に限られていることからすると、婚姻関係に準じる内縁関係 飽くまで男女間の関係に限られると解するのが相当であり、 損害額算定における「日本の法律上認め 同性婚を内縁関係 自体

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

四六五

律婚や内縁関係において認められるのとはおのずから差異があるといわざるを得ず」という捉え方を、控訴審は支持 られている男女間の婚姻やこれに準ずる内縁関係とは異なり、現在の法律上では認められていない同性婚の関係であ ることからすると、少なくとも現時点では、その関係に基づき原告に認められる法的保護に値する利益の程度は、法 していない。すなわち、 同性カップルの共同生活関係は、「事実婚」としての法的評価を受けたといえる。

プルの共同生活に対する法的保障の可否は、 こうした評価をした背景には、控訴審がより正確に事実を指摘した近時の社会情勢に対する認識がある。 内縁保護の場合と同様、 社会情勢に対する認識に依拠するからである。 同性カッ

## № 犯給法の遺族給付金受給権訴訟

#### 1 事実関係

年一二月一二日、愛知県公安員会に対して、「犯罪被害者の配偶者」(犯給法五条一項一号)に当たるとして、遺族給付 金の支給の裁定を申請したが、二〇一七年一二月二二日、公安委員会は、Xが同性であることから配偶者に当たらな てAを殺害した。二〇一六年五月二四日、 日、XとAの関係が継続しているためXを独り占めできないなどと考えて、Aに殺意を抱き、X及びAの居宅におい て交際するようになり、 いとして給付金を支給しない裁定をした。そこで二○一八年七月九日、Ⅹは不支給裁定取消の訴えを起こした。 原告Xは一九七五年生まれの男性であり、本件被害者Aは一九六二年生まれの男性であり、 その頃から同居して生活していた。Ⅹと交際していた加害者wは、二○一四年一二月二二 Wは名古屋地裁において懲役一四年の有罪判決を受け、確定した。 一九九四年頃知り合っ X は同

Ŕ たって熱心に行っており、 は一元的にされていたし、Xの給与はAが受領するなどしており、AはXの母2の介護のために仕事を辞めてから 0 活に必要な設備は全て共同で利用していたし、Aは住民票を本件居宅の住所地に移していないものの、各種サービス 利用登録に本件居宅の住所地を用いるなどしていた。X及びAの食費、 名古屋地判二○二○(令二)年六月四日は、Xの請求を棄却したため、Xは、名古屋高裁に控訴し、 Xの主張によれば、XとAは、一九九四年頃から性的関係を含む親密な関係となって同居を始めたものであり、生 Aの預金口座にXの収入等が入金され、同口座から通信費等が引き落とされていた。Aは2の介護を長期間にわ 2から家族として受け入れられていた。そこで、その取消しを求める訴訟を提起した。 医療費、 固定資産税や介護保険料等の支払 現在、 審理中

である(二〇二〇年一一月二六日)。

**姻関係と同様の事情にあった者』に該当するためには、** の社会通念が形成されていることを要するべきである」とする。 と、「同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法五条一項一号の することにあることに鑑みると、犯給法による保護の範囲は社会通念により決するのが合理的であること」からする の精神に基づいて、相続税を財源として遺族等に一定の給付金を支給し、 名古屋地判二〇二〇 (令二) 年六月四日 (判例集未登載) 同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るものであると は、 判断枠組みとして、「犯給法の目的が、 国の法制度全般に対する国民の信頼を確保 『婚姻の届出をしていないが、 社会連帯共助 事実上婚

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮) 法律上婚姻が認められていない類型の内縁関係 (重婚的内縁、 近親婚的内縁) でも「事実上婚姻関係と同様 四六七

活関係は当然に内縁関係として保護されるべきであり、 の事情にあった者」に該当し得ることは解釈として確立していることから、 上記の者に該当すると主張した。 法律上禁止されていない同性間の共同

的内縁が一定の場合に内縁関係として保護されるからといって、同性間の共同生活が内縁関係に含まれる理由となる い。)、重婚や近親婚の場合とは自ずから局面を異にしているといわざるを得ない。したがって、 ける婚姻の定義上、 由はないとの判断が働き、そのような場合の内縁関係は法律婚に準ずるものとして保護されるものと解される。これ いる弊害が顕在化することがないと認められる場合には、 に法律婚としては一律に禁じられているものである。それゆえ、個別具体的な事情の下で婚姻を禁ずる理由となって しかし、 同性間の共同生活関係については、政策的に婚姻が禁じられているというものではなく、そもそも民法にお 本判決は、「重婚や近親婚は、婚姻に該当することを前提とした上で、これを認める弊害に鑑み、 原告の前記主張は採用することができない。」とする。 婚姻に該当する余地がないのであるから(なお、この解釈自体については、原告も争うところではな 法律婚に準ずる内縁関係としての要保護性まで否定する理 重婚的内縁や近親婚

「いまだ同性間の共同生活関係について社会一般の理解が十分に進んでいないため、その理解を推し進めるべく行わ 国商工会議所、 れていると解するのが合理的である」とし、 団体が差別解消に向けて講じている措置、民間企業における対応の変化、各種団体による提言等 その上で、本判決は、 日弁連の意見書、立憲民主党等野党三党の民法改正案、 しかし、その一つ一つについて消極的な評価をする。例えば、パートナーシップ証明については、 原告主張の事実(パートナーシップに関する地方公共団体の公的認証制度の広がりと効果、 地方公共団体や民間企業の取組みについては、「依然として地方公共団 国民の意識に関するアンケート調査、 (経団連、日本学術会議、 海外の情勢等)をそ 地方公共 在日米

体や民間企業に広く浸透しているとは言いがたい」とし、各種提言等については、「同性婚の法制化が実現する具体 的なめどが立つに至っているとまではいえない」とし、意識調査については、「賛成意見と反対意見はなお拮抗して

、ると評価し得る」とする

べきである」との結論を導く。 かわらず、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』(犯給法五条一項一号)に当たると認めることはできないという い」ことになり、「本件処分当時においては、 同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていたということはできないというほかはな との関係でどのように位置づけるかについては、いまだ社会的な議論の途上に在り、 偏見の解消に向けた動きが進んでいるとは評価できるものの、 その結果、「本件処分当時においては、同性間の共同生活関係に関する理解が社会一般に相当程度浸透し、 したがって、本件の個別具体的な当事者の関係性について認定、判断することなく、 同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、 同性間の共同生活関係を我が国における婚姻の在り方 本件処分当時の我が国において 個別具体的な事情にか

### 3 本判決の問題点

裁定取消請求を棄却した。

する。 なので、 られれば、 本判決は、 しかし、「同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されている」と認め 同性カップルの共同生活の問題を、 婚姻に準ずる関係として受給権を認めることができる旨、指摘している。 同性 間 の共同生活関係について「民法における婚姻の定義上、 重婚的内縁や近親婚的内縁の法的保護と並べて論じることはできないと 婚姻に該当する余地がない」という立場 問題は、 社会通念を根拠とする

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

四六九

るか、平等原則が問われている。その場合に、社会通念を根拠に合理性判断をすることができるだろうか。 ば、 さに同視し得ると思っている。こうした状況について、社会通念を持ち出せば、少数派の利益は一切保障されないこ を婚姻関係と同視し得る」と思っていないかもしれないが、同性カップル当事者やアライ(支援者) とは社会の大多数の人が認める考え方、 犯罪被害者給付金の受給資格を認め、 例えば、 婚姻の届出をしていない事実婚カップルの一方が犯罪被害者になった時に、 本判決は、 同性婚に関する意識調査について、賛成意見が半数近くあるにもかかわらず、 物の見方である。本件に即して言えば、多数派は、「同性間の共同生活関係 同性のパートナーには認めないという区別 (差別的取扱い) 異性 のパートナーであ の人たちは、 に合理性があ 社会通念 ま

扱うことは不公正だからである。第二に、政治的プロセスを通じて自らを防衛する能力がない場合。司法的に保護す そのものの格下げがあり(地位のレヴェル)、それが具体的に顕在化して、諸々の権利・利益の系統的な制限・剥奪と る必要があるからである。第三に、 変更することのできない指標による差別である場合。本人が選択したわけではない事柄に基づいてその個人を不利に 差別の場合、 意見と反対意見はなお拮抗していると評価し得る」として、 いう現象となる」。また違憲審査基準を厳格化する考慮要素をあげる。 (劣等者の烙印) ここで象徴的な差別の違憲判断基準に関する議論を参照する。安西文雄教授は、市民的地位の格下げ、スティグマ 「問題の根源には、 の押しつけという差別の根源を重視し、 社会的・文化的レヴェルにおける、そして法的レヴェルにおける市民としての地位 歴史的に当該グループに対して差別がなされてきた場合。 審査基準の厳格化を主張する。 社会通念の形成を否定する方向で評価している。 第一に、 人種・性別など自らの意思によって 教授によれば、例えば、 ステレオタイプ、 偏見

問題の全体像は把握されるのであり、こういった地位のレヴェルの問題こそが審査基準の厳格化を導き出していると るのでは不十分であり、「地位の格下げ、スティグマの押しつけの害悪をも考慮の中に入れることによってはじめて、 などに基づく差別がなされる危険が大きく、警戒を要するからである。権利・利益の分配のレヴェルに視座を限定す

いえる」のである

ば、 ず、 負の弊害をもたらすことを認識する必要がある。したがって、平等原則に関わることは、 という自らの意思によって変更することのできない指標による差別であり、その個人を不利に扱うことは不公正であ ステレオタイプ、偏見などに基づく差別を増幅するおそれがある。不支給の裁定は差別的な取扱いとして、こうした 司法的に保護する必要がある。歴史的に差別がなされてきたグループに属することから、不支給を肯定することは、 者が再び平穏な生活を営むことができるようにするため」(本判旨)なのだから、同じ犯罪被害者であるにもかかわら 犯給法の立法趣旨は、「犯罪行為により死亡した者の遺族……の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの さらに、性的マイノリティの人たちは政治的プロセスを通じて自らを防衛する能力が弱いグループなのだから 同性パートナーに対する市民的地位の格下げ、スティグマの押しつけの顕在化にほかならない。また、 同性パートナーということを根拠に支給しないことは、まさに権利、 利益の剥奪であり、右のような分析によれ 権利を否定する根拠として 性的指向

性婚が法的論点になっているのではない。 る。本件の争点は、 本判決のいう「同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念」は意味が曖昧であ 犯給法五条一項一号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たるかどうかであり、 それにもかかわらず、本判決は、 同性間の共同生活関係を婚姻関係と対照 同

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

社会通念=多数派に依拠してはならないのである。

内縁も法的保護の対象とすることがあるが、それは事実上の夫婦の問題だからである。したがって、 の判断基準のレベルは、 よいという意味での「同視し得る」とでは、比較する基準が違う。事実婚としての保護を認める場合には、 意味での「同視し得る」と、法律婚としては認められないが、 している。 対照すべきは、 同性婚を認める場合よりも低くなる。 同性間の共同生活関係と異性間の共同生活関係ではないだろうか。 判例は、 事実上の夫婦=内縁 法律婚が認められない重婚的内縁や近親婚的 (事実上の家族)として認めても 同性婚を認めるという 重婚的内縁や近 社会通念

親婚の法的保護と同じレベルで判断することが可能になる。

保障してきた。したがって、本件に関しても、不当破棄事案と同様の解釈が可能である。 判断基準は何なのだろうか。他方、不当破棄事案の第一審も控訴審も、二〇一七年一月に当該関係を解消したこと 二〇一九年一二月一二日の二年間で社会通念が形成されていることになるが、社会通念が形成されているかどうかの 不法行為上の法的保護と社会立法による受給権では、 は形成されていると判断するのだろうか。もし肯定するのであれば、 さらに、本判決は、社会通念の形成について「本件処分当時」という留保をつけるが、判決時であれば、 判決時の二〇一九年九月、二〇二〇年三月時の社会情勢等を考慮して、原告Xの法律上の利益を肯定している。 平等化を志向する現在の社会情勢に基づく判断が求められる。 権利の対象は異なるが、 処分時の二〇一七年一二月二二日と、 そうしなければ、 日本の内縁保護法理は、 過去に起きた事象といえど 平等原則に関する事案につ 両方の権利を 社会通念 判決時の

Ŕ

平等原則に反する事態を放任、

追認する結果となるからである。

### V 法の欠缺補充解釈の可能性

そうした同性間の関係をどのように位置づけて、法的に扱うべきなのかなのである」と述べている。 姻という制度を用意しているということにすぎないからである。問題は、それでは、現行法では用意されていない ということから、ただちに答えが導かれるわけではない。それは、単に、 ているものなのかという点が、重要なてがかりとなる。この場合、現行民法が、異性間の関係のみを前提としている として解決するのかという、 窪田 「充見教授は、 同性のパートナーの関係について、「婚姻に準じて扱うのか いずれの方向で考えるにしても、現在の婚姻法秩序が、こうした同性間の関係を排除し 現行の法秩序が、 (準婚理論)、 異性間の関係としての婚 あくまでも契約の 問

に限ることから、 社会的弱者の保護を図る社会立法において、一九三〇年代後半以降、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者として 届出をしていないカップルに対して、家族共同生活の実態を尊重して共同生活に関わる法的保護を展開し、 同性婚規定がない現状を「法の欠缺」と捉え、内縁=事実婚としての法的保護を導き出す解釈は、諸事情から婚姻の したのである。本稿12で概観したような日本の社会情勢を正確に認識すれば、こうした解釈こそ求められている。 い。だからこそ、不当破棄訴訟の控訴審判決は、同性カップルの共同生活関係を「婚姻に準じた関係」と法的に評価 したがって、不当破棄訴訟の原審や犯給法の遺族給付金に関する名古屋地判のように、現行法規定が婚姻を異性間 同性カップルの共同生活を事実婚として認めないという結論は、論理必然的に生じるわけではな

ところで、内縁の成立要件は、 同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮) ①社会通念上の夫婦になる意思と、②夫婦としての共同生活とされてきた。

各種の受給権を認めてきた日本の内縁保護法理の正統な解釈方法なのである

りる、 組合の遺族退職手当の受給権者としたものがある。これを応用すれば、(36) 生活形態を形成していた」と評価して、 婚)に関する下級審判決には、 検討した二つの事例では、 ②は同居がなくても、 夫婦の概念を男女としなければ、まさに①②の実体を伴うものだった。 継続的で安定的な協力扶助の関係が築かれていれば足りる、 同居がなくても、「精神的にも日常の生活においても相互に協力し合った一 女性を「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と認め、 ①は共同生活のパートナーとしての意思で足 と解釈することも可能であ 他方、 国家公務員共済 内縁 種 . の )共同

る

上で 済的又は物理的、 いる、 互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係という」とし シップの定義として、「互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、 ナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱二条二項)、 那覇市は、「互いを人生のパートナーとし、 地方自治体のパートナーシップ証明制度には、こうした捉え方をするものがある。例えば、 (那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱二条 (一))、共同生活の定義として、「日常の生活において、 下級審判決や地方自治体のパートナーシップ証明制度の実例を参照すれば、①夫婦としての意思と②共同生活 又は継続的に共同生活することを約した、戸籍上の性別が同一である二人の者の社会生活関係をいう」とした かつ、精神的に、相互に協力し合う二人の者の関係をいう」とする(同二条(三))。 経済的又は物理的 継続的に共同生活をして 札幌市は、 かつ、 (札幌市パート パートナー 精神的に相

婚姻共同生活に関する法的効果 縁保護法理を同性カップルに適用することは可能であると考える。事実婚としての法的評価をするのだから、 ①お互いをパートナーとする意思と②経済的又は物理的、 (同居協力扶助義務、 婚姻費用分担義務、 かつ、 精神的に相互に協力し合う関係と解釈して、内 離婚の際の財産分与等)が適用され、 「婚姻の届 民法の

#### お わ りに

る<sub>27</sub>

私見は、同性婚の導入を強く支持する。しかし、同性カップルの場合も異性カップルと同様、ライフスタイルとし

て法的な婚姻登録を望まないカップルがある。そうしたカップルでも、共同生活に関する法的な保障は必要である。

フランスやベルギーのように共同生活の保障は多元的であるべきだと考える。

なると同時に、それ自体が多元的な生活保障を構築することにつながるのではないだろうか。 <sup>(28)</sup> 判例が、同性カップルの共同生活について、事実婚として法的保護を行うことは、同性婚を導入する一つの契機に

- 1 法的保護とパートナーシップ制度」棚村政行・中川重徳編『同性パートナーシップ制度』(日本加除出版、二〇一六)七― 棚村政行「家族的パートナーシップ制度」青山法学論集三三巻三・四号(一九九二)一〇九頁以下、棚村政行「LGBTの
- 2 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編『性的マイノリティ判例解説』 (信山社、二〇一一) 一四五—一四九頁〔田巻帝子〕。
- 3 と称するが、結合の継続性を当事者の自由な意思に委ねることから union libre と称することもあった。 谷口・齊藤・大島編・前注(2) 一四〇―一四四頁〔齊藤笑美子〕。フランスでは、婚姻外の事実上の夫婦を concubinage
- 4 NPO法人 EMA日本による(二〇二〇年九月二〇日アクセス)
- $\widehat{\mathbf{5}}$ 林秀雄(小林貴典訳)「台湾における準同性婚法の制定について」戸籍時報七八九号(二〇一九)二二―二七頁。 同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

- 6 智「アメリカ合衆国〜法律上の婚姻の定義をめぐって」法律時報八八巻五号(二〇一六)五七頁など。 マシャド・ダニエル『ブラジルの同性婚法~判例による法生成と家族概念の転換』(信山社、二〇一八)第二章、鈴木伸
- (7) イレーヌ・テリー(石田久仁子・井上たか子訳)『フランスの同性婚と親子関係』(明石書店、二〇一九)一一四頁。ジャ ン・ガリーグ(羽生香織・大島梨沙訳)「フランスにおける多様性の尊重:道半ばの現状」立命館法学三五一号(二〇一三) 一九八頁以下参照。なお、フランス民法五一五条の八は、「内縁(concubinage)は、異性であれ同性であれ、カップルとし

て生活する二人の者の間で、安定及び継続の性質を表す共同生活によって特徴づけられる事実上の結合である」と規定して

- (8) ジャン=ルイ・ランション(大島梨沙訳)「ベルギーにおけるカップルの地位の法的三元構造の発展」立命館法学三五 いる(田中通裕「注釈・フランス家族法(五)」法と政治六二巻四号(二〇一二)一九一頁)。
- 戸籍時報七五九号(二〇一七)一四頁以下、佐藤美和「日本の同性カップルに対する権利保障の現状と課題」ジェンダー法 号 (二〇一三) 二二五頁以下。 (日本加除出版、二〇一六)第二章、第三章、二宮周平「パートナーシップ証明制度の意義と展開~札幌市と台湾を例に」 日本の地方自治体のパートナーシップ証明制度に関する研究として、棚村政行・中川重徳『同性パートナーシップ制度
- 10 南方暁「婚姻法グループの改正提案~婚姻の成立」家族〈社会と法〉三三号(二〇一七)九八―九九頁
- 11 日本学術会議のウエブサイトの提言で検索、閲覧できる。

研究五号(二〇一八)五一頁以下など。

- $\widehat{12}$ 本民法の展開③判例の法形成―内縁」星野英一・広中俊雄編『民法典の百年Ⅰ』(有斐閣、一九九八)三四二―三四三頁 日本近代立法資料叢書『法典調査会民法議事速記録第六』(商事法務研究会、一九八四)二一二―二一三頁、二宮周平「日
- $\widehat{14}$ 穂積重遠「婚姻予約有効判決ノ真意義」法学志林一九巻九号(一九一七)一頁以下。

北岡寿逸「工場法の改正に就いて(四)」国家学会雑誌四一巻一号(一九二七)一二一頁。

 $\widehat{13}$ 

中川善之助「内縁の法律的意義」中央公論五〇巻四号(一九三五)七八頁、杉之原舜一「法律関係としての内縁(一)

(二)」法律時報一一巻二号(一九三九)一二頁以下、三号(一九三九)二二頁以下など。

- 16 二宮・前注(12) 三七九―三八一頁、三八三―三八四頁

広中俊雄『民法解釈方法に関する十二講』(有斐閣、一九九七)三一頁。

- 18 法典調査会民法議事速記録第六・前注(12) 二四―三○頁、二宮・前注(12) 三四九―三五一頁。
- 19 法律新聞一〇一号(一九一五)一一二頁

二宮・前注(12) 三七〇―三七二頁

 $\widehat{20}$ 

- 族年金受給権を肯定した最判平一七〔二○○五〕年三月二一日判時一八九五号五○頁など。 法律上の妻の遺族年金受給権を否定した最判昭五八(一九八三)年四月一四日民集三七巻三号二七○頁、事実上の妻に遺
- としていた。日本精神神経学会がWHO(世界保健機関)のICD-10(国際疾病分類、一九九二年改訂)に準拠し、同性 とは、およそ考えられないことだった。したがって、明治民法も、改正民法も、婚姻を男女の結合であることを当然の前提 同性同士で暮らす事例はあったが、このような状況の下では、夫婦あるいは家族として共同生活を営む関係として捉えるこ 也『同性愛と異性愛』(岩波新書、二〇一〇)一〇四―一〇五頁)、当事者もそのようなものとして内面化していた。実際に の性的指向それ自体を精神障害とみなさない見解を明らかにしたのは、一九九五年のことである。 日本では、明治以降、一九七〇年代頃まで、同性愛を病気であり、異常なものであるとする認識が続き
- 23 安西文雄「第二節 法の下の平等」杉原康雄編集代表『新版 体系憲法事典』(青林書院、二〇〇八)四五〇―四五四頁、 窪田充見『家族法』(有斐閣、二○一一)一四四─一四五頁。第四版(二○一九)も同一の記述である(一五四─一五五
- <u>25</u> 松川正毅・窪田充見編『新基本法コンメンタール 親族〔第二版〕』(日本評論社、二〇一九)一一七頁〔嵩さやか〕、二宮
- $\widehat{26}$ 男性が女性のマンションに寝泊まりしたり、夫婦として宿泊旅行をしたり、男性の入院中は、女性が看病をしていた事案で 周平編『新注釈民法収親族⑴』(有斐閣、二〇一七)九〇頁〔二宮周平〕など。 大阪地判平三〔一九九一〕・八・二九家月四四巻一二号九五頁。男性の死亡まで約九年間、互いのマンションを行き来し、
- 27 共同生活を営むものと解することができるものと考えるとともに、日本の婚姻法秩序は同性間の関係を排除するものではな 相互扶助・協力関係にある当事者として共同生活を営む同性カップルが一定の要件を満たす場合、社会通念上夫婦としての いと考えることから、社会保険法制における配偶者の定義に同性カップルの当事者を含めて解することが可能であるとする。 増田幸弘「社会保険とジェンダー~同性カップルに対する社会保険の適用」社会保障法研究七号(二○一七)一四○頁は

同性カップルの事実婚としての法的保護(二宮)

28 共同生活・パートナー関係で築いた財産の公平な分配と、要保護者への援助である(二宮周平『家族法〔第五版〕』(新世

社、二〇一九) 一四六頁)。

<u>29</u> 時報八〇四号(二〇二〇)二頁以下で取り上げている。 本稿のⅠ2、ⅢとVの一部については、二宮周平「同性カップルの共同生活~その法的評価と事実婚としての保護」戸籍 (立命館大学法学部教授)